

宮城県公報

行 県
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

訓令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

一

ページ

訓令 甲

○宮城県訓令甲第五号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(新型コロナウイルス感染症に係る特別休暇の承認についての専決の特例)

8 新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六條第八項の規定により指定感染症として指定されたものをいう。)に係る特別休暇の承認に関して、別表第一各部長の専決事項の項第一号ホ、各次長の専決事項の項二、各課長の専決事項の項第一号チ、各課長補佐(総括担当)の専決事項の項第一号ロ及び各所長の専決事項の項第七号の規定の適用については、当分の間、別表第一各部長の専決事項の項第一号ホ中「及び第二十八号から第三十号まで」とあるのは、「第二十八号から第三十号まで及び第三十三号(新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六條第八項の規定により指定感染症として指定されたものをいう。以下同じ。)に係るものに限る。)」と、同表各次長の専決事項の項二、各課長の専決事項の項第一号チ、各課長補佐(総括担当)の専決事項の項第一号ロ及び各所長の専決事項の項第七号中「及び第二十八号か

ら第三十号まで」とあるのは、「第二十八号から第三十号まで及び第三十三号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)」とする。

別表第一保健福祉部長の疾病・感染症対策室に係る専決事項の項第二号中「(平成十年法律第百十四号)」を削る。

附則

この訓令は、令和二年三月十八日から施行し、改正後の事務決裁規程の規定は、令和二年三月二日から適用する。